

「LEC 新合格講座使用教材 演習問題（厚年法） 第1回」から
第44回社労士試験【択一式】厚年法・問1 - A肢の出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容（抜粋）

新合格 演習 第1回 P. 11~12 (RU12352)

B 労働協約により報酬と傷病手当金との差額を見舞金として支給する場合には、当該見舞金は報酬には含まれない。

(⇒× 「含まれる」)

本試験出題はこうでした！

択一式 厚生年金保険法 問1 A肢

A 労働協約により報酬と傷病手当金との差額を見舞金として支給する場合は、当該見舞金は臨時に受け取るものであるため、厚生年金保険法第3条第1項第3号に規定する報酬には含まれない。

(⇒× 「含まれる」)

